

単位料金の調整にかかる平均原料価格の揭示について

調整対象地点群名:

大洋産業株式会社

平田 団地	浦上 団地	佐仁 団地
佐大熊 団地	有屋 団地	笠利辺留 団地
大熊 団地	小宿 団地	須野 団地
向里 団地	朝仁 団地	浦 団地
浜里 団地	赤木名 団地	山間 団地

ガス小売供給約款の規定 23 に基づき、上記地点群の単位単価の調整にかかる平均原料価格を下記のとおり揭示します。

記

調整対象期間： 令和8年2月1日～令和8年2月28日まで適用
平均原料価格： 76,410 円 / トン
単位料金の調整額： 17 円 9.40 銭 / 立方メートル
(消費税率10%)

【参考】ガス小売供給約款の規定 23 及び単位料金等

23.単位料金の調整

- (1)当社は、毎月、(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。
- (2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第3の3の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。
- なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3の2(2)のとおりといたします。
- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
$$= \text{基準単位料金} + 0.210 \text{円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
$$= \text{基準単位料金} - 0.210 \text{円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$
- (備考) 上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点5位以下の端数は切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

68,970 円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表第3の2(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当りプロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とします。)を平均原料価格といたします。ただし、その金額が110,350円以上となった場合は、110,350円といたします。

なお、平均原料価格は当社の本社及び営業所等に揭示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価額が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価額が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格